

Rotary



SENDAI MIYAGINO

Weekly report

No.858

2017-2018 年度
仙台宮城野ロータリークラブ

例会場/ ホテルメトロポリタン仙台
仙台市青葉区中央 1-1-1 TEL.022-268-2525
例会日/ 毎木曜日 12:30~13:30
事務所/ ホテルメトロポリタン仙台内
TEL 022-268-3243 fax022-268-3296
Email : miyagincrc@dune.ocn.ne.jp



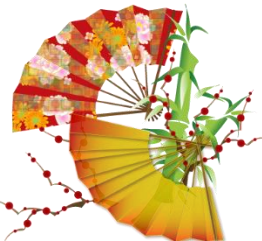
ロータリー：
変化をもたらす

通算 1012 回 例会 2017-18 年度 第 21 回 1 月 11 日号

本日の予定

澤田 一幸 会長
塩田 亨 幹事

「年始のご挨拶」



例会予定

- 1 月 18 日 (木) 通常例会 (卓話あり)
- 1 月 25 日 (木) 通常例会 (卓話あり)
- 2 月 1 日 (木) 通常例会・2 月度定例理事会
- 2 月 3 日 (土) 「わらび座仙台公演鑑賞会」
14:00~電力ホール ※2 月 8 日の移動例会

◇ 開会点鐘

- | | | |
|----------------|-----|-----------|
| 1. ロータリーソング | ... | 君が代・奉仕の理想 |
| 2. ゲスト及びビジター紹介 | ... | 親睦委員長 |
| 3. 会長挨拶 | ... | 澤田 一幸 会長 |
| 4. 幹事報告 | ... | 塩田 亨 幹事 |
| 5. ニコニコBOX | ... | S・BOX委員長 |
| 6. 出席報告 | ... | 出席委員長 |
| 7. 卓話 | ... | 会長・幹事 ご挨拶 |
| 8. ロータリーソング | ... | 四つのテスト |

◇ 閉会点鐘

1 月は「職業奉仕月間」です

1 月のロータリーレート

1 \$ = 114 円

1 月のお誕生日

おめでとうございます!!

15 日 小泉 智夫 会員

28 日 千葉 健 会員

ご自宅にお花をお届け致します



幹事報告

塩田 亨 幹事

- ・2 月 3 日 (土) に移動例会「わらび座仙台公演観劇」が開催されます。ぜひ多くの皆様にご参加頂きますようお願い致します。
なお、チケット手配の関係上お申し込みは 1 月 11 日までとさせていただきます。
- ・2 月 17 日 (土) に在仙 11RC 合同麻雀大会が開催されます。
皆様奮ってご参加頂きますようお願い致します。
- ・2 月 25 日 (日) はインターシティミーティングです。ご参加の皆様は、参加料を事務局までお願い致します。本年度のテーマは「ロータリー・リーダーシップ研修会への推進」です。

青少年奉仕活動「わらび座仙台公演 子どもの村東北利用者ご招待」および 移動例会のご案内

本年度の青少年奉仕活動として、子どもの村東北 を利用する子供たちを、劇団わらび座 東北発ジャパンミュージカル「ジパング青春記」へ招待し、会員様ご家族様と一緒に鑑賞致します。なお、2/8 日の移動例会として、2 月 3 日 (土) に開催いたします。どうぞこの趣旨にご賛同いただき、多くの皆様にご参加頂きますようお願い致します。

2017-2018 年度 12 月度定例理事会 議事録

2017.12.7 13:30~14:00

幹事 塩田 亨

【議題】

1. 会長ノミニーについて → 延川正英会員を会長ノミニー（2019-2020 年度会長）として承認
2. 後期クラブ会費について
 - ・地区大会（4/21）への全員登録について承認
 - 地区大会時の登録料半額（3000 円）をクラブ補助とする旨承認
 - 後期クラブ会費案に地区大会登録料会員負担分 3000 円を織込んで請求する旨、承認
3. 第 2 回クラブ協議会開催について
 - ・2 月 1 日例会卓話時間を利用して半期決算報告・各委員会中間活動報告 →承認、クラブ奉仕委員会で進行
4. 2018 年度インターシティミーティングについて・2018 年 2 月 25 日（日） 登録料半額（4000 円）負担で承認
5. 海岸防災林再生支援植樹活動への参加について
 - ・2018 年 3 月 24 日（土）荒浜（仙台市ふるさとの杜再生プロジェクト）
 - ・3 月 22 日の例会移動案（メーカーシップ免除） →参加を承認、会員家族及び会員企業にも参加者を募る
6. 職場訪問案について：宮城トヨタにて日程調整中

以上

12 月 21 日卓話報告

会員卓話「経営者の年金について」 豊嶋 正孝 会員

厚生年金保険の被保険者資格は 70 歳になると資格喪失するが、被用者の場合は、70 歳以後も 65 歳以上の在職老齢年金と同様の仕組みにより、年金額の全部または一部が停止される。

一般に、70 歳を過ぎて勤務する人は少ないと思われるが、法人の役員等の場合は、70 歳以上でも役員を続けている人は多い。役員を続けて報酬を得ている間は、年金が停止されたままになる可能性がある（国民年金から支給される老齢基礎年金は報酬に関係なく全額支給される）が、老齢厚生年金が支給されないと、長い期間保険料を払ってきた効果が半減することになる。なお、70 歳以上は厚生年金保険の保険料もかからないが、年金額も増えないので報酬を下げるか、あるいは勤務日数・時間を減らして全額受給できるようにするための検討の余地がある。

法人が役員に対して支給する給与で「事前確定届出給与」というものがある。事前に、いつ、いくらを、誰に支給するかを税務署に届出しておけば、損金算入が可能な役員報酬として認められ、「役員賞与」とも呼ばれている。

この「事前確定届出給与」を活用して、毎月の役員報酬が高く年金の支給がストップされている方に対し「年収を変えずに年金を受給するための提案資料」を作成します。気になる方は、ぜひご相談下さい。

12 月 25 日 宮城県交通事故遺児等支援金 贈呈式 報告

クリスマスの 12 月 25 日に、「宮城県交通事故遺児等支援金」贈呈式が県庁横の県議会庁舎にて行われました。佐々木幸士宮城県議会議員ご同席のもと、宮城県教育委員会 高橋教育長へ、澤田会長、伊藤前会長、小原社会奉仕委員長、塩田幹事より、支援金 20 万円を贈呈致しました。

この支援金は、昨年 12 月 16 日のクリスマス家族会チャリティー収益金 186,000 円と社会奉仕費を合わせたものです。会員皆様、ご家族様の温かなご協力により実現することができました。交通事故や海難事故等で親を亡くされた子供たちへのプレゼントとなることでしょう。皆様、ご支援ご協力ありがとうございました。

